

認可地縁団体の手引き

令和5年8月

対馬市

目 次

1	はじめに	1
2	認可の要件	1
3	総会の議決	2
4	認可の申請	2
5	地縁団体の認可	3
6	地縁団体の認可の告示	3
	新規の認可申請から財産登記までの流れ	4
7	告示事項証明書の交付請求	5
8	地縁団体の印鑑登録、証明	5
9	規約変更の認可の申請	5
10	規約変更の認可	5
11	告示事項の変更の届出	5
	規約の変更及び告示事項変更の流れ	6
12	認可の取り消し	7
13	解散	7
	認可の取消・解散手続きの流れ	10
14	合併	11
15	地縁団体の留意事項	13
16	総会の開催省略について	13
17	不動産に係る登記の特例	14
	不動産に係る登記の特例制度申請の流れ	20
18	認可地縁団体の各種税金について	21
19	認可地縁団体についてのQ&A	23

様式.....	28
認可申請書.....	28
認可地縁団体規約参考例.....	29
認可地縁団体総会議事録参考例.....	34
認可地縁団体構成員名簿.....	35
認可地縁団体保有財産目録.....	36
告示事項証明書交付請求書.....	37
告示事項変更届出書.....	38
規約変更認可申請書.....	39
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書.....	40
申請不動産の登記移転等に係る異議申出書.....	41
公告結果(承諾)の情報提供.....	42
公告結果(異議申出あり)通知書.....	43
認可申請書(合併).....	44
合併に係る債権者保護手続終了届出書.....	45
解散届出書.....	46
残余財産処分認可申請書.....	47
財産目録(残余財産処分認可申請書用).....	48
残余財産処分方法書(残余財産処分認可申請書用).....	49
同意書(残余財産処分認可申請書用).....	50
清算終了届出書.....	51
参考資料.....	52
地方自治法(抜粋).....	52
地方自治法施行規則(抜粋).....	61
対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例.....	66
対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則.....	69

認可地縁団体について

1 はじめに

地域住民が自主的に組織する自治会や町内会等については、従来、法人格を有しなかったため、集会所等の不動産を有していても自治会・町内会等の団体名で登記ができず、代表者等の個人名義で登記をせざるを得ませんでした。このため、財産上の様々な問題が生じていました。

このことから、平成3年4月2日に地方自治法（以下「法」という。）が改正され、一定の要件のもとに、任意の団体であった自治会・町内会等が市町村長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。このようにして認められた団体を「認可を受けた地縁による団体(略称「認可地縁団体」)」といいます。

制度創設時の趣旨から、自治会・町内会等が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、自治会・町内会等の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていくことを踏まえ、令和3年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。（令和3年11月26日施行）

2 認可の要件

認可地縁団体となるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 認可地縁団体になろうとする自治会・町内会等は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
自治会・町内会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。
- (3) 認可地縁団体は、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、現にその**相当数**の者が構成員となっていること。

※相当数とは、その地域の全住民の過半数を超えることをいいます。

- (4) 次の項目が記載されている規約を定めること。

① 目的

認可地縁団体としての権利能力の範囲が明確にわかるよう、活動内容が具体的に定められている必要があります。

② 名称

③ 区域

④ 主たる事務所の所在地

特に事務所を設けていない場合は、集会施設の所在地又は代表者の自宅でも構いません。なお、代表者の自宅の場合は、規約には「代表者の自宅」と表記し、住所を記載する必要はありません。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人が、年齢、性別等を問わず、すべて地縁団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めていなければなりません。

⑥ 代表者に関する事項

⑦ 会議に関する事項

⑧ 資産に関する事項

以上の項目以外は、規約に規定する義務はありませんが、その有無にかかわらず、法の制限を受ける場合がありますので、市役所にご相談ください。

3 総会の議決

認可の申請を行うためには、総会において認可を申請する旨の議決が必要になります。役員会、理事会等での決定は認められません。総会は、現行の規約に基づいて開催してください。

4 認可の申請

総会において認可を申請する旨の議決を得た団体の代表者は、認可申請書（28ページ）に次に掲げる書類を添えて、市長（市役所総務課）に申請しなければなりません。

(1) 規約

自治会・町内会等の規約を現に定めている場合には「2 認可の要件(4)」に記載されている事項がもれなく規定（「地縁団体規約記載例」参照）されていなければなりません。万一欠けている事項がある場合には、規約の改正が必要です。

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録を添付してください。議事録には、「法人化認可申請を行うこと」を総会で決議した記載と議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要です。（コピーでも可。ただし、原本の確認をさせていただきます。）

※議事録には、申請者を代表者に選出する旨の議決の内容が含まれていることも必要です。

※議事録署名人の人数は当該自治会の規約によります。

(3) 構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いません。

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

当該年度の事業計画書、予算書及び、昨年度の事業報告書、決算書などを添付してください。

(5) 申請者が代表者であることの書類

(6) 区域図

地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

5 地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした地縁団体から申請があったときは、認可をします。そして、その旨を申請者に通知します。

6 地縁団体の認可の告示

市長は、地縁団体からの申請にもとづいて認可したときは、その旨を告示し地縁団体台帳に記載します。

地縁団体の認可を受けても、告示があるまでは第三者に対抗することはできません。告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

- ⑦ 代理人の有無
(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨ 認可年月日

新規の認可申請から財産登記までの流れ

総会開催

- 認可申請の議決
 - ①規約の改正
 - ②認可申請することの議決
 - ③申請者を代表者とすることの決議
 - ④構成員の確定
 - ⑤保有する財産の確定

認可申請

- 認可申請の提出書類
 - ①認可申請書
 - ②添付書類
 - ・規約
 - ・総会議事録
 - ・構成員の名簿
 - ・事業報告書等
 - ・代表者就任承諾書
 - ・区域図 など

受付・審査

- 提出書類の確認
 - ・団体の要件審査
 - ・規約の内容審査

告示

- 認可告示
- 認可地縁団体台帳作成

認可・不認可通知

- 認可・不認可の決定（通知）

証明書の請求

- 告示事項証明書の請求

財産登記申請

※不動産を所有する場合は、法務局へ登記申請

□・・・自治会が実施
 □・・・市が実施

7 告示事項証明書の交付請求

告示された事項についての証明が必要な場合は、これを市長（市役所総務課）に請求することができます。この証明の申請は、告示事項証明書交付請求書（37ページ）を提出し、手数料の納付（1通につき300円）が必要になります。

例）不動産登記時などに必要となります。

8 地縁団体の印鑑登録、証明

認可を受けた地縁団体の代表者（職務代行者、仮代表者、特別代理人、精算人が選任されている場合、これらの者も可）は「対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例」に基づき、市役所総務課で、地縁団体の印鑑を登録することができます。

印鑑登録証明が必要な場合は、登録者は認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（74ページ）を提出し、手数料の納付（1通につき300円）が必要になります。

例）抵当権設定時などに必要となります。

9 規約変更の認可の申請

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは、規約変更認可申請書（39ページ）に、次に掲げる書類を添えて、市長（市役所総務課）に申請し、認可を受けなければなりません。

（1）規約の変更の内容及び理由を記載した書類

（2）規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録：議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要。コピーでも可。）

※ 規約の変更にあたっては、事前に市役所総務課にご相談ください。

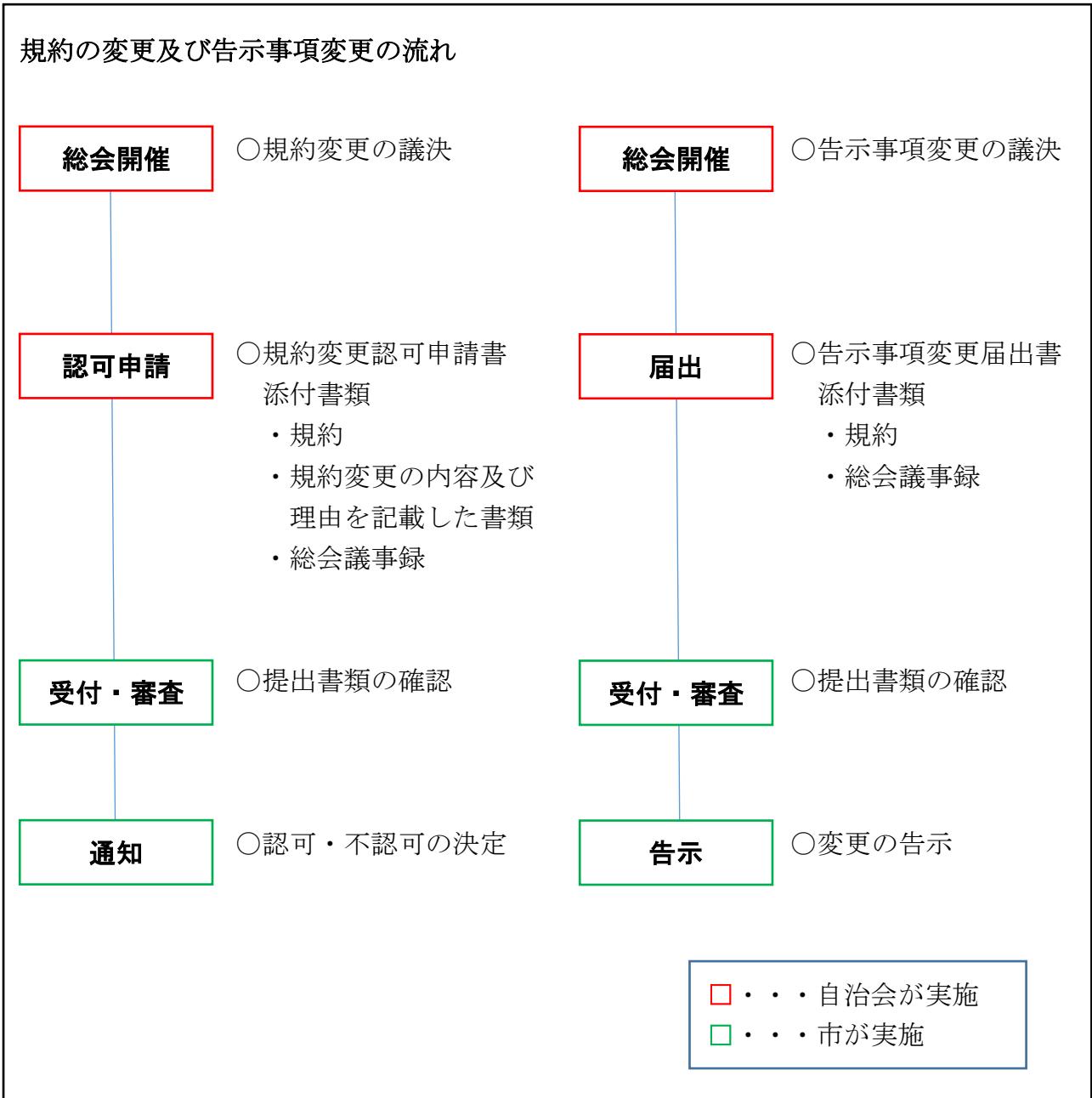
10 規約変更の認可

地縁団体の規約を変更するときは、変更について市長の認可を受けなければ第三者に対抗することができません。市長は、申請に基づいて、規約変更の認可をしたときは、その旨を申請者に通知します。

11 告示事項の変更の届出

認可地縁団体の代表者は、告示された事項に変更があったときは、告示事項変更届出書（38ページ）に、告示事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に届け出なければなりません。

市長は、告示内容の変更を受けたときは、変更のあった事項について告示します。それまでは、変更のあった内容について、第三者に対抗することはできません。



12 認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が、「認可の要件」のいずれかを欠くこととなったときもしくは不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可を取り消されることがあります。

13 解散

(1) 解散届の提出

認可を受けた地縁による団体が、下記のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散します。

解散は、解散届出書（46ページ）に解散を総会で議決したことを証する書類を添えて、市長（市役所総務課）に提出しなければなりません。（合併による場合は除く。）

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤ 構成員が欠けたとき
- ⑥ 合併により認可地縁団体が消滅するとき

<<解散届出書の提出前に認可地縁団体で行うこと>>

●総会の開催

- ① 解散することについての決議【法260条の20第4号】
- ② 財産を処分することについての決議【規約】
- ③ 財産（資産・負債）の帰属先についての決議【法260条の31】
- ④ 清算の手続きについての決議
 - ・清算人の選任【法260条の24】
 - ・公告の手続き【法260条の28】
- ⑤ 任意団体としての設立に関する決議（この部分は別の総会でもよい）

- ・代表者（会長）・役員選出 ※任意団体として活動を継続する場合
- ・規約の制定
- ・事業計画案、予算案など

（２）解散告示

市長は、解散届出書を審査し認められれば、その旨を告示し、地縁団体台帳に記載するとともに、申請者（地縁団体）に対して「地方自治法 260 条の 2 に基づく地縁による団体の解散について（通知）」により通知します。

告示事項は、次のとおりです。（破産及び合併による場合を除く。）

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人氏名及び住所
- ⑤ 解散の事由
- ⑥ 解散年月日

<<清算人による清算手続き（地方自治法 260 条の 24～32）>>

※ 清算人は、解散後、知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるようにすみやかに公告しなければなりません。

認可地縁団体の解散の公告は、「政府や各府省が国民に広く知らせるために発表する公文や公告、会社法による法定公告等の記事が掲載されている官報」で行うこととされています。公告の方法や掲載料金については、官報販売所で取扱いされています。

<長崎県官報販売所>

〒850-0862 長崎県長崎市出島町 5-15

TEL 095-822-1413 FAX 095-822-1749

（３）残余財産の処分の申請

財産の帰属先を規約で指定してない場合は、残余財産の処分の認可を得る必要がありますので、清算人は、「残余財産処分認可申請書」（47 ページ）に以下の書類を添えて、市長（市役所総務課）に提出しなければなりません。

- ① 財産目録（48 ページ）

- ② 残余財産処分方法書（４９ページ）
- ③ 同意書（５０ページ）
- ④ 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

（４）残余財産処分の認可・通知

市長は、残余財産の処分の申請に基づいて、残余財産の処分を認可し、申請者（清算人）に「残余財産処分認可通知書」により通知します。

（５）清算終了届出

清算人は、すべての清算手続きが完了したときは、清算終了届出書（５１ページ）に必要な応じ、以下の書類を添えて、市長（市役所総務課）に提出しなければなりません。

- ① 清算書
- ② 受領書
- ③ 解散通知書

（６）清算終了告示

市長は、清算終了届出書に基づき、清算終了について告示し、地縁団体台帳に記載するとともに、申請者（清算人）に「地方自治法 260 条の 2 に基づく地縁による団体の清算終了について（通知）」により通知します。

告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人氏名及び住所
- ⑤ 清算終了年月日

認可の取消・解散手続きの流れ

総会開催

- 解散の決議
- 財産処分の決議
- 財産の帰属先の決議
- 清算の手続きについての決議
- 清算人の選任
- 公告の手続き

解散届

- 解散届出書の提出
・総会議事録

告示

- 提出書類の確認
- 解散手続き告示

清算手続き

- 公告を官報に掲載する

残余財産の処分申請

- 財産の帰属先を規約で指定していない場合
残余財産処分許可申請書
残余財産処分方法
財産目録
同意書
総会の議事録

処分の認可

- 処分の認可・通知

残余財産の処分

- 清算書作成
- 受領書作成

清算終了届

- 清算終了届出書
清算書
受領書

告示

- 清算終了手続きの告示

□・・・自治会が実施
□・・・市が実施

14 合併

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、1 ページ「2 認可の要件」を満たしていなければなりません。

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。※選任方法は任意。

(1) 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについての決議が必要になります。(総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。)

吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

(2) 認可の申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、認可申請書(44 ページ)に次に掲げる書類を添えて、市長(市役所総務課)に提出しなければなりません。

なお、吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と合わせて規約変更の認可申請も行う必要があります。

① 合併後の認可地縁団体の規約

「2 認可の要件(4)」に記載されている事項がもれなく規定(「地縁団体規約記載例」参照)されていなければなりません。

② 認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録を添付してください。議事録には、「合併の認可申請を行うこと」を総会で決議した記載と、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要です。(コピーでも可。ただし、原本の確認をさせていただきます。)

※議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることも必要です。

※議事録署名人の人数は各認可地縁団体の規約によります。

③ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いま

せん。

- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

例えば、以下のものが考えられますがこれらに限られるものではありません。

- ・ 合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
- ・ 合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録

- ⑤ 合併しようとする各認可地縁団体の規約

- ⑥ 申請者が、合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類（代表者について告示した官報の写しなど）

- ⑦ 区域図

地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

- (3) 合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可をします。そして、その旨を申請者に通知します。

- (4) 合併に係る債権者保護手続（地方自治法260条の40～41）

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（2か月以上）内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

*債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。

*債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等を行わなければなりません。

- (5) 債権者保護手続終了の届出

(4)の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して合併に係る債権者保護手続終了届出書（45ページ）に、別添書類を添えて、市長（市役所総務課）に届け出なければなりません。

- (6) 合併の告示

市長は、届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し地縁団体

台帳に記載します。合併の認可を受けても、告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。

15 地縁団体の留意事項

- (1) 認可地縁団体の構成員は、その区域内に住所を有する個人に限られていますが、様々な支援を受ける関係から、区域内に所在地を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることは、差し支えありません。
- (2) 認可地縁団体は、特定の政党のために活動してはいけません。
- (3) 認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動を目的とするものではありません。
- (4) 認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動を行う場合においても、規約に定める目的を達成させるために必要な限りにおいて行うものとしなければなりません。

16 総会の開催省略について

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うこととされていますが、地方自治法第 260 条の 19 の 2 において、総会を開催せず書面又は電磁的方法による決議を行うことについて規定されました。(令和 4 年 8 月 20 日施行)

(地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項)

法律又は規約により総会において決議すべき場合において、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて、決議事項の内容と決議方法（電磁的方法による決議をしようとするときは、その用いる電磁的方法の種類及び内容も含む。）を示したうえで構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行う。なお、この場合は通常どおりの決議要件が適用される。

(地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 2 項)

法律又は規約により総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされる。

※第1項と第2項の違い

第1項は、計2回構成員の意思を確認する必要がありますが、通常の議決要件が適用されるため、必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができます。第2項は1回の意思確認で足りませんが、全員の賛成がなければ可決することができません。

なお、法第260条の19の2第1項又は第2項に基づき、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行った場合は、「総会で議決したことを証する書類（例：総会の議事録）」に代えて、「書面又は電磁的方法により議決したことを証する書類（例：書面表決の結果に関する構成員への周知文書）」などを提出してください。

17 不動産に係る登記の特例

平成27年4月1日より、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続きを経て「公告の結果(承諾)の情報提供について」の通知をすることにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることが可能となりました。(地方自治法260条の46及び第260条の47関係)

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例(以下「特例制度」という。)は、認可地縁団体から市町村長への申請に基づいて行われるもので、市町村長は、申請の際に当該認可地縁団体から提出される不動産の所有状況等に関する疎明資料を確認し、当該申請を相当と認める場合に公告手続きに移るものです。

また、地方自治法(以下「法」という。)第260条の2第1項の市町村長の認可を受けていない地縁団体が特例適用の対象となる不動産を有する場合にあっては、同項の認可を受けただうえで、特例申請が可能となります。

(1) 特例制度を申請することのできる認可地縁団体

以下の条件を満たしている認可地縁団体に限り、当該認可地縁団体が単独で所有権の保存又は移転の登記を申請するために、公告手続きを行うことができます。

<特例制度要件>

- ① 不動産を所有している
- ② 不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有している
- ③ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者である
- ④ 不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れない

※ ただし、法260条の2第1項の市長の認可を受けていない地縁団体が特例適用

の対象となる不動産を有する場合にあつては、同項の認可を受けたうえで、特例適用の申請を行うことができます。(申請方法は2ページ「4 認可の申請」参照)

(2) 特例制度の申請

団体の代表者は、「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」(40ページ)に次に掲げる書類を添えて、市長(市役所総務課)に申請しなければなりません。

なお、2以上の区にまたがる地縁団体においては、主たる事務所が所在する市役所総務課へ申請書を提出してください。

① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(40ページ)

申請不動産に関する事項については、登記事項証明書の記載事項と同じ内容を記載してください。

② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

③ 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

特例制度の申請をすることについて議決した総会の議事録で、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印がなされたものを提出してください。(コピーでも可。ただし、原本の確認をさせていただきます。)

④ 申請者が代表者であることを証する書類

申請人が代表者であることを確認できる書類を提出してください。例えば、申請者が代表者である旨の議決を行った総会の議事録(議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印がなされたもの)や、構成員名簿、役員名簿等です。

⑤ 地方自治法260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料以下内に記載している1)から3)について、それぞれの事項を疎明する書類を提出してください。

【疎明資料】

1) ① 不動産を所有している(法第260条の46第1項第1号)

② 不動産を10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有している(法第260条の8第1項第2号)

不動産所有の事実及び不動産を10年以上所有している事実について疎明するため、以下の書類A及び、BからFのいずれか(※1)の資料を提出してください。ただし、書類Aについては、申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載されたものがない場合は必要ありません。

なお、民法第 186 条の規定により、本件申請時点とその 10 年以上前の時点における占有事実の確認をする必要があるため、B から F のいずれかの書類において、2 時点分の確認ができる資料が必要となります。

- A 事業報告書（申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載されたもの）
- B 公共料金の支払領収書
- C 閉鎖登記簿（※2）の登記事項証明書又は謄本
- D 旧土地台帳（※3）の写し
- E 固定資産税の納税証明
- F 固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

※1 B から F の書類の宛先又は名義が認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者となっている場合には、その趣旨が当該認可地縁団体を宛先又は名義とすることができなかつたために、便宜上、上記のような宛先又は名義になっていることについて、確認させていただきます。

※2 閉鎖登記簿について…現在、登記所の大半はコンピュータ化され、従来の紙の登記簿は、現在では磁気ディスクの登記簿へ置き換えられています。しかし従来の紙の登記簿は、従来どおり登記所に閉鎖登記簿として保管されており、希望すれば閲覧や写し（謄本）の交付を受けることができます。

※3 旧土地台帳とは…明治 20 年頃から昭和 12 年頃までに利用された、土地の所有者等の諸情報を記録した台帳で、各地の法務局に保管されています。

上記書類の入手が困難な場合は、以下の書類 G のいずれか及び H の書類を提出してください。なお、様式は任意です。

G 申請不動産を所有又は占有していることについて、

- ・申請不動産の隣地の所有権の登記名義人の証言を記載した書面
- ・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記載した書面
- ・占有及び利用状況を証する写真 等

H 上記資料の入手が困難な理由書

- 2) ③ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者である（法第 260 条の 46 第 1 項第 3 号）

当該不動産の登記関係者の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であるということを疎明するために、以下の書類 A から C のいず

れかを提出してください。

A 認可地縁団体の構成員名簿

B 市役所総務課が保有する地縁団体台帳

C 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等

上記書類の入手が困難な場合は、以下の書類D及びEを提出してください。

なお、様式は任意です。

D 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面

E 上記資料の入手が困難な理由書

3) ④ 不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと（法第260条の46第1項第4号）不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないということを疎明するために、以下の書類AからCのいずれかを提出してください。

A 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面

B 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面

C 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在地を知らない旨の証言を記載した書面

※ なお、全部又は一部の所在が知れないことは、全部の所在が知れていること以外はすべて含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たす。

この場合において、認可地縁団体が、当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことの同意書を得ておくことが望ましい。

(3) 公告手続き及び期間

ア 公告手続

提出された申請書類により、法260条の46第1項各号の「要件」を満たしているかどうか市において確認を行い、要件を満たしている場合、公告手続が行われます。

なお、確認できなかった場合は、申請者に対して公告申請書の返還が行わ

れます。

イ 公告期間

3ヶ月間とします。

(4) 異議申し出について

特例措置の申請に対して、則第22条の3第1項第4号に基づき異議を述べることができます。その期間及び方法については、以下のとおりとなります。

① 異議を述べることができる範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者。

② 期間

公告が行われている期間内とします。

③ 申立て

市役所総務課が申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（41ページ）に、以下の書類を添えて、市長（市役所総務課）に提出しなければなりません。申出書への添付が必要な資料は、登記関係者の別により異なり、次の表のとおりです。

登記関係者等の別	登記関係者等である旨	申請書に記載された住所及び氏名
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票の写し 戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者（※）	所有権を有することを疎明するに足りる資料	

※ 原則として、「申請不動産の所有権を有することを疎明する者」は、登記関係者以外の者でなければなりません。

また、登記関係者の別については、異議を述べる者において、申出書様式中「2 異議を述べる登記関係者等の別」に必ず記載（該当する項目にチェック）してください。

④ 資格要件の審査

異議申し立てがあった場合は、市において、異議を申述した者に係る資格要件の確認を行い、資格が認められた場合は、当該申出書に記載された事項について、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、市から認可地縁団体に公告結果（異議申出あり）通知書で通知がなされます。

(5) 公告結果の情報提供

公告期間内に異議申し立てがなかった場合は、市から「公告結果（承諾）の情報提供について」により、当該申請を行った認可地縁団体に対し、情報提供が行われます。

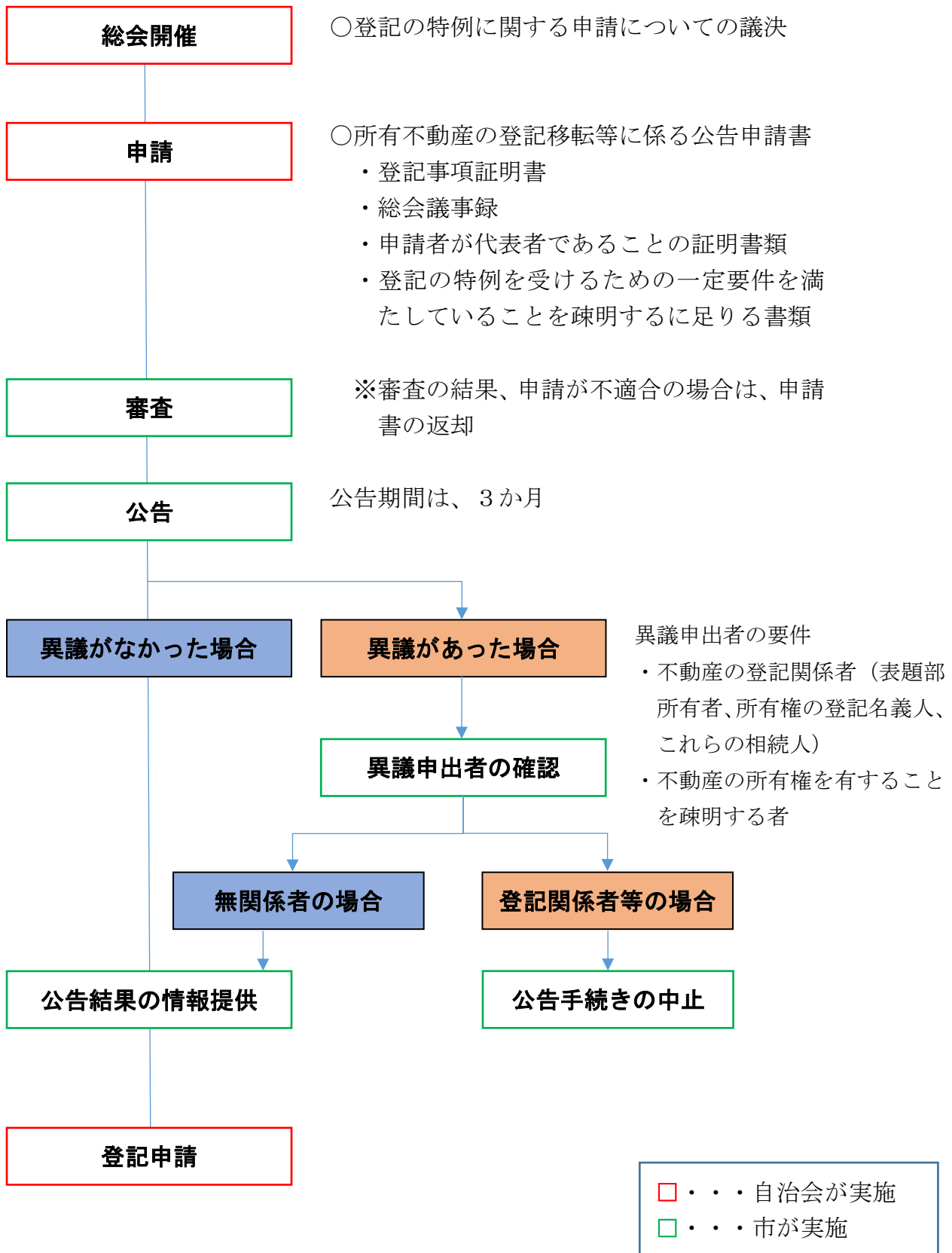
(6) 登記

認可地縁団体は、市から「公告結果（承諾）の情報提供について」の通知を受けた場合は、特例措置の対象となる不動産を管轄している法務局において、必要な手続きを行うことができます。

(7) その他

認可地縁団体の不動産登記の特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の移転登記を可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の有無を確定させるものではありません。

不動産に係る登記の特例制度申請の流れ



18 認可地縁団体の各種税金について

(1) 法人の設立届について

認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、下記の書類を提出しなければなりません。

提出先	提出書類	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
厳原税務署	—	・法人設立届出書 ・収益事業開始届出書 (収益事業開始の届出)
対馬振興局 税務課	・法人の設立等に関する 申告書 (設立の届出)	・法人の設立等に関する申告書 (収益事業開始の届出)
市役所 税務課	・法人の設立(設置)及び 異動等の届出書	・法人の設立(設置)及び異動 等の届出書

※設立届出の際に県税事務所、市役所税務課に提出する書類として、申告書のほか、認可書の写し、規約の写しが必要です。また、書類に押印する印鑑は団体の印鑑になります。必要な書類等は、各機関にお問い合わせください。

(2) 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は下表のとおり納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」(固定資産税については、その不動産の用途)によって減免措置が適用となる場合があります。

税目		認可地縁団体		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
国税	法人税	非課税	課税	厳原税務署
	登録免許税 (登記の際)	課税	課税	長崎地方法務局 対馬支局
県税	法人県民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	対馬振興局 税務課
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 ※減免措置あり	課税	
市税	法人市民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	対馬市役所 税務課
	固定資産税	課税 ※減免措置あり	課税 ※減免措置あり	対馬市役所 税務課

(3) 法人市民税の減免について

収益事業を行わない認可地縁団体については、毎年対馬市に「法人市民税減免申請書」(認可地縁団体の代表者に郵送されます)を納期限の前日までに提出することで、法人市民税の減免を受けることができます。

(4) 法人の異動等の届について

法人の設立届の提出以降に法人の届出事項に異動があった場合には、名称、事務所の所在地、代表者の氏名及び住所等の異動事項を記入した「法人の設立(設置)及び異動等の届出書」を提出してください。また、「告示事項変更届出書」もあわせて提出ください。

※地縁団体の「収益事業」の範囲については「法人税法施行令第5条」で下記のとおり定められています。個々の事例が収益事業に該当するかについては、厳原税務署までお問合わせください。

収益事業

1	物品販売業	13	写真業	25	美容業
2	不動産販売業	14	席貸業	26	興行業
3	金銭貸付業	15	旅館業	27	遊技所業
4	物品貸付業	16	料理店業	28	遊覧所業
5	不動産貸付業	17	周旋業	29	医療保健業
6	製造業	18	代理業	30	教授
7	通信業	19	仲立業	31	駐車場業
8	運送業	20	問屋業	32	信用保証業
9	倉庫業	21	鉱業	33	所有権や著作権の譲渡又は提供
10	請負業	22	土砂採取業	34	労働者派遣業
11	印刷業	23	浴場業		
12	出版業	24	理容業		

19 認可地縁団体についてのQ & A

- Q 1 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか？
- A 1 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象になります。
- Q 2 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象になりますか？
- A 2 なります。地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。
- Q 3 不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか？
- A 3 義務ではありません。町内会等で必要性を十分に協議したうえで決定してください。
- Q 4 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか？また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか？
- A 4 認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。
- ただし、世帯単位で活動し意思活動を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票（世帯で1票になる計算）」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。
- （規約例に詳細を記述）
- Q 5 会員は個人とありますが、会費の支払いはどうなるのでしょうか？
- A 5 従来どおり、世帯単位で徴収するのが一般的であると考えられます。
- Q 6 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか？
- A 6 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件をつけることができないとされています。
- したがって、未成年者を構成員から除外することはできません。
- ただし、その地域に住所を有するすべての人（町内会等未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、過半数が構成員となっていれば、必ずしもすべての未成年者を構成員とすることは必要ではありません。
- Q 7 構成員の名簿には、世帯主だけではなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要があるのでしょうか？
- A 7 Q 4、Q 6のとおり、生まれたばかりの赤ちゃんであっても基本的には記載する必

要があります。ただし、実際にはその区域のすべての個人（町内会等未加入世帯、子ども、外国人等を含む）が加入していなければ認可されないわけではなく、区域の住民の過半数の加入があれば認可されるため、必ずしも名簿に記載しなければならないということではありません。

Q 8 子どもの意思はどのように確認するのでしょうか？

A 8 未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の規定にしたがって、法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q 9 認可申請時に提出する構成員名簿には何を記入すればよいですか？

A 9 構成員の氏名・住所のみを記載したものでよく、年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また、自署である必要はありません。

Q 10 構成員名簿は毎年（あるいは変更がある場合）市に提出する必要があるのでしょうか？

A 10 ありません。ただし、総会での議決にあたり、会員数の把握が必要となることから、構成員に変更があるごとに町内会等で手入れをする必要があります。

Q 11 事業報告書や収支決算書などの総会の資料は、毎年市に提出する必要があるのでしょうか？

A 11 ありません。ただし、代表者の変更など、告示事項の変更が行われた際に、告示事項変更届出書と一緒に、参考資料として提出していただくことはかまいません。

Q 12 法人格を取得するまでの期間はどのくらいでしょうか？

A 12 規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請するまでの準備期間としては、半年から1年が標準的な期間のようです。市では、予め町内会等と十分に協議・準備した後、申請を受け付けますので、申請が行われてからは1～2週間以内で地縁による団体として認可します。

Q 13 町内会等の通常の運営も変わるのでしょうか？また、表決の方法で注意すべきことはありますか？

A 13 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえられることになるので、個人が各々1個の表決権をもつことになります。したがって、法人化前後で会員数に変化があると考えられ、その結果、定足数と表決権にも変化があると思われることから、総会における表決権の行使にあたっては、この点に十分注意する必要があります。

また、各個人の表決について、他の会員に意思表示を委任する場合には、世帯の代表者または会員に、委任状等により委任することになります。このとき、委任状等では、代理人に一切の権限を委任することもできますし、総会に提案される議案のそれぞれについて、賛成・反対の意思を表示した委任を行うこともできると考えられます。いずれの方法を取るかは各認可地縁団体に委ねられますが、会員一人ひとりの表決権の行使を妨げることをないように留意する必要があります（次ページに委任状、議決権行使書の例を記載）。

例1

委任状

下記の会員は、〇〇〇〇を代理人と定め、下記事項を委任いたします。

記

〇〇年度〇〇会定期総会の議案に関すること

年 月 日

委任会員名



例2

議決権行使書

私は、〇〇年度〇〇会定期総会の議案につき、下記のとおり議決権を行使します。

第1号議案 (賛 ・ 否)

第2号議案 (賛 ・ 否)

第3号議案 (賛 ・ 否)

第4号議案 (賛 ・ 否)

第5号議案 (賛 ・ 否)

年 月 日

氏名



Q14 法人格を取得すると市の管理下におかれるのでしょうか？

A14 市は町内会等が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、指揮監督下におくものではありません。また、認可後についても、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。

Q15 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか？

A15 地縁による団体の性格を勘案すると、「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

Q16 法人格を得るまでの手続きにお金はかかるのでしょうか。

A16 市に対する法人格を得るための手続きにお金はかかりません。ただし、認可後、不動産登記等を行う際に、当該団体が認可地縁団体であることを法務局に示すために必要となる証明書（市が交付）の交付には手数料がかかります（1通につき300円）。また、不動産登記については、通常の不動産登記と同様の登録免許税がかかります。

Q17 現在町内会等の不動産が住民の共有になっていますが、地縁による団体として認可されるには、持分権を有さず新しく会に入会してきた住民も会員になれると聞きました。そうすると、その財産について、それらの住民にも「権利」がもたらされ、自らの持分を失ってしまうのでしょうか？

A17 当該不動産は本来的に町内会等の財産であり、それが不動産登記された時点では、認可地縁団体の制度がなかったことから、やむを得ず会員の共有登記にしたものと思われる。従って、それらの財産は登記簿上所有権者となっている者の純粋な個人資産ではありません。

それゆえ、単に委任を受けて、見かけ上持分権があるように不動産登記されているだけであり、本来の所有権者である町内会等の名義で不動産登記され、その財産の処分等については、認可地縁団体の会員全員で決していくべきものと言えます。

Q18 地方自治法第 260 条の 18 第 3 項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか

A18 具体的には、電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

これは、いずれの方法についても、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないものとするためです。

Q19 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の決議」が必要となりますが、すでに規約に書面や代理人による表決の規約がある場合に規約の改正は必要なのでしょうか？

A19 地方自治法第 260 条の 18 第 4 項の規定により規約が優先的に適用されるため、電磁的方法による表決ができる旨の追記が必要となります。

なお、現行の規約に書面や代理人による表決の規定がない場合において電磁的方法による表決を可能とするためには、その旨を規約又は総会の決議のうち各団体におい

て選択した方法により定める必要があります。

新たに規約を定める場合であって、「書面による表決」「代理人による表決」に加えて「電磁的な方法による表決」を可能にしようとする場合には、これらの方法のいずれも可能である旨を記載する必要があります。

総会の決議による場合は、例えば「以後継続的に電磁的方法による表決を可能とする決議」「毎年その都度電磁的方法による表決を可能とする決議」など、地域の実情に応じて決議の内容を決定することが考えられます。その決定をするための総会の開催時期についても法令上特段の定めはありませんので、それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断いただくことになります。

Q20 認可を受けた地縁による団体が認可を取り消されるのは、具体的にどのような場合ですか。

A20 認可地縁団体が地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、市長はその認可を取り消すことができるとされています。具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

Q21 認可を受けた地縁による団体が二つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。

A21 認可を受けた地縁による団体が分裂した場合、「区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」という要件を満たさなくなるため、市長は認可を取り消すこととなります。

ただし、分裂した後の自治会が、その区域を見直した上で改めて認可を申請することはできます。

認可申請書

年 月 日

対馬市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) ◇◇◇◇◇◇◇◇
- (6) □□□□□□□□

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、長崎県対馬市〇〇町〇〇番地〇〇から〇〇番地〇〇までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、●●集会所（長崎県対馬市□□町□□〇〇番地〇〇）に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人により〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 構成員全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日までに文書をもって通知しなければならない。

(総会議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) ○○○○○○○○○

(2) ×××××××××

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面・電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。
(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。
(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始前後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員数の4分の3以上の議決を得、かつ、△△区長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、■■〇年〇月〇日から実施する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定

めるところによる。

- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から■■△年△月△日までとする。

●●会総会 議事録

1 総会の日時及び場所

日時 ■■■●●年●月●日 (●)

場所 集会所 (対馬市■■町■■●●番地●●)

2 総会の目的

■■●●年度役員改選の件及び、認可地縁団体申請の議決

3 現在の会員数及び出席者

(1) 現在の会員数 ●●●名

(2) 出席数 ●●●名 (書面表決者●名、表決委任者●名)

規約により、本会は成立する。

4 議長 (●●●●氏) が選任され、総会の成立を宣言した。

5 議決事項

(1) ■■■●●年度役員改選の件

次の方々が役員に選任されることが異議なく承認された。

会長 □□□□ 副会長 △△△△ 会計 ※※※※

監査 ☆☆☆☆

(2) 認可地縁団体の申請の件

(3) 認可地縁団体の申請者を会長に選任する件

(4) 議事録署名人の選出

以上の(2)、(3)、(4)の事項については、出席者●●●名中●●●名の賛成により可決された。保留は●名、反対は●名であった。

以上、■■●●年●月●日開催の、●●会総会議事録であることを証明する。

■■●●年●月●日

議長 ●● ●●

議事録署名人 ▲▲ ▲▲

議事録署名人 ▼▼ ▼▼

●●会構成員名簿

構成員（会員）総数 名（〇〇年〇〇月〇〇日）

No.	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

名簿 ●ページ中●ページ

保有資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 所有権を有する不動産

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利など

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な協働活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

年 月 日

対馬市長 様

請求者の住所及び氏名

住 所

氏 名

告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、地縁による団体の認可を受けた下記の団体の告示事項証明書を請求します。

記

1 請求に係る団体の名称及び事務所の所在地

名 称

事務所の所在地

2 必要部数 通

年 月 日

対馬市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務

所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があつたので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があつた事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

対馬市長 様

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

対馬市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

対馬市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容(異議を述べる理由等)

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類()

(注)この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

対馬市長

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第 3 項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第 4 項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1 の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

対馬市長

公告結果(異議申出あり)通知書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第 5 項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議の内容等

(1) 異議を述べた登記関係者等

氏 名

住 所

登記関係者等の別

(2) 異議を述べた年月日

(3) 異議を述べた理由等

対馬市長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

・合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

（別添書類）

1 合併後の認可地縁団体の規約

2 地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

5 合併しようとする各認可地縁団体の規約

6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

年 月 日

対馬市長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第 260 条の 40 並びに第 260 条の 41 第 1 項及び第 2 項の規定による手続が終了したので、同条第 3 項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- 地方自治法第 260 条の 40 第 2 項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第 260 条の 41 第 2 項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書

年 月 日

対馬市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

解散届出書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、当認可地縁団体は、下記のとおり解散することとなったので必要書類を添えて届け出ます。

記

1 解散の事由

2 解散の年月日

3 清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

4 財産の帰属（地方自治法第 260 条の 31 第 2 項の規定による市長の認可の要否）

5 添付書類

解散を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

対馬市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

残余財産処分認可申請書

年 月 日に解散の届出をした、当団体は、地方自治法第 260 条の 31 第 2 項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

- 1 財産目録
- 2 残余財産処分方法書
- 3 残余財産の帰属者の同意書
- 4 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

年 月 日現在

財産目録

団体の名称

1 所有権を有する不動産

(1) 建物

名 称	延床面積	所在地	評 価 額

(2) 土地

地 目	面 積	所在地	評 価 額

2 その他の財産

年 月 日

残余財産処分方法書

団体の名称

残余財産の種別	評 価 額	処分の方法	理 由
合 計			

同 意 書

認可地縁団体 から、地方自治法第 260 条の 31 第 2 項の規定により
処分される残余財産を、譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

年 月 日

帰属先団体の名称及び所在地

名 称

所在地

帰属先団体代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

※本人が署名しない場合は押印してください。

清算終了届出書

年 月 日

対馬市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

清算終了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

清算終了年月日

年 月 日

地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていと認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規

定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（平三法二四・追加、平一法一六〇・平一四法七九・平一四法一〇〇・平一六法七六・平一六法一四七・平一七法八七・平一八法五〇・平二〇法二三・令二法八・令三法四四・一部改正）

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮

代表者を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(平一八法五〇・追加、令三法三七・令四法四四・一部改正)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、

その構成員は、表決権を有しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十八繰上・一部改正)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合

には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の第二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

- ② 前条第一項の規定による告示後に前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地

縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

（平二六法四二・追加、令四法四四・旧第二百六十条の三十八繰下）

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

（平二六法四二・追加、令四法四四・旧第二百六十条の三十九繰下）

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠

り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十九繰上・一部改正、平二六法四二・旧第二百六十条の三十八繰下、令四法四四・旧第二百六十条の四十繰下・一部改正)

地方自治法施行規則（抜粋）

（昭和二十二年五月三日）

（内務省令第二十九号）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（平三自省令一一・追加、平一〇自省令三四・平二一総省令三九・平二二総省令三五・平二四総省令三〇・平二六総省令三九・令三総省令九一・一部改正）

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（令五総省令一二・追加）

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
 - 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
 - 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
 - 四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - ヘ 解散年月日
 - 五 清算終了の場合
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 清算終了年月日
 - 六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
- 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。
- （平三自省令一一・追加、平二〇総省令一一八・平二一総省令三九・平二二総省令三五・平二六総省令三九・平二九総省令一三・令五総省令一二・一部改正）

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

(平三自省令一一・追加、平二一総省令三九・平二二総省令三五・平二六総省令三九・一部改正)

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

(平三自省令一一・追加、平二一総省令三九・平二六総省令三九・令五総省令一二・一部改正)

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(平三自省令一一・追加、平二〇総省令一一八・一部改正)

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(令三総省令九一・追加、令五総省令一二・一部改正)

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二条の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治

法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(令四総省令五四・追加)

第二十二条の二の三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

(令五総省令一二・追加)

第二十二条の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(令五総省令一二・追加)

第二十二条の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(平二七総省令三・追加、令三総省令九一・旧第二十二条の二繰下・一部改正、令四総省令五四・旧第二十二条の二の二繰下、令五総省令一二・旧第二十二条の二の三繰下・一部改正)

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

（平二七総省令三・追加、令五総省令一二・一部改正）

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

（平二七総省令三・追加、令五総省令一二・一部改正）

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

（平二七総省令三・追加、令五総省令一二・一部改正）

別記〔略〕

対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例

平成16年3月1日
条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、対馬市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関する事務に関し必要な事項を定め、地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されているときには、代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、市長に対して書面によりその旨を申請するものとする。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

2 印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、対馬市において登録している代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録申請の確認)

第4条 市長は、登録申請者又はその代理人から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1団体につき1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明にあらわしにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による確認を終えたときは、直ちに認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を作成し、印影のほか規則に定める事項を登録しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請者により自ら申請しなければならないものとする。ただし、やむを得ない理由により自ら申請することができない場合には、第3条ただし書の規定を準用する。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と登録原票に登録された印影の照合を行い当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対し、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、印影のほか規則に定める事項を記載するものとする。

(登録廃止の申請)

第9条 登録者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、市長に対して自ら書面によりその旨を申請しなければならないものとする。ただし、やむを得ない理由により自ら申請することができない場合には、第3条ただし書の規定を準用する。

2 前項の申請書には、登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。

3 市長は、登録の廃止の申請があったときは、審査の上当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

(印鑑の忘失)

第10条 登録者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を忘失した場合には、市長に対して直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならないものとする。

2 前項の規定による廃止の申請には、個人印鑑を添付するものとする。

(登録事項の修正)

第11条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により登録原票の登録事項のうち変更に係るもの（ただし、認可地縁団体の印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 登録者の登録資格に変更が生じた場合

(2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合

(4) 前3号に規定するものを除くほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた場合

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係人に対して質問し、若しくは関係書類の提示を求め、又は必要な事項について調査をすることができるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の美津島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成13年美津島町条例第17号）、豊玉町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成8年豊玉町条例第13号）及び上県町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年上県町条例第17号）並びに巖原町認可地縁団体印鑑規則（平成13年巖原町規則第3号）の規定によりなされた印鑑の登録及び印鑑登録証明書の交付その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月26日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

平成16年3月1日
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成16年対馬市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(印鑑登録原票)

第2条 条例第6条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）には、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

2 前項に掲げる事項のほか、市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要と認めるその他の事項を登録できるものとする。

(印鑑登録証明)

第3条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

(申請書等の様式)

第4条 条例の規定による諸様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）
- (2) 委任状（様式第2号）
- (3) 認可地縁団体印鑑登録原票（様式第3号）
- (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第4号）
- (5) 認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第5号）
- (6) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第6号）
- (7) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（様式第7号）

(文書保存期限)

第5条 印鑑に関する文書の保存期限は、次のとおりとする。

- (1) 登録原票の除票 抹消された日の属する年の翌年から5年
- (2) 申請書、届出書等 受理された日の属する年の翌年から2年

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)


- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の巖原町認可地縁団体印鑑規則（平成13年巖原町規則第3号）、美津島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成13年美津島町規則第7号）、豊玉町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成8年豊玉町規則第1号）及び上県町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成5年上県町規則第7号）の規定により登録を受けている者に係る登録原票については、その効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

対馬市長 様

年 月 日

登録しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名 称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	登録資格			
	代表者等の氏名	<input type="checkbox"/>	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所	対馬市	番地	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 対馬市 番地

代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。
- 代表者等の氏名の欄に押印する印は、当市に登録されている個人の印鑑を使用してください。(代理人による申請の場合にも、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所及び氏名を記入の上、代理人の印鑑を押印してください。

様式第2号(第4条関係)

委 任 状		
対馬市長	様	
		年 月 日
私は、	(来庁できない理由を書いてください。)	
		のため、下記の者に
印鑑を ①登録すること ②抹消すること ③証明書を受け取ることを委任します。		
代理人		
住所	対馬市	番地
氏名		
委任者		
認可地縁団体の名称		
認可地縁団体の 事務所の所在地	対馬市	番地
(代表者等)		
住 所	対馬市	番地
氏 名		印


(注意事項)

この委任状は、委任者本人が書いてください。

様式第3号(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票

登録番号	登録年月日	年 月 日	抹消年月日	年 月 日
------	-------	-------	-------	-------

印 鑑 	認可地縁団体の 名 称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	登録資格			
	代表者等の 氏名		代表者等の 生年月日	年 月 日
	代表者等の 住所			
	認可地縁団体の 認 可 年 月 日	年 月 日		

登録事項 修 正	修正年月日	修正原因	修 正 箇 所	修正者
	年 月 日			
	年 月 日			


様式第4号(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

対馬市長

様

年 月 日

登録されている認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	登録資格			
	代表者等の氏名	印	代表者等の生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書______通の交付を申請します。

申請者 本人 住所 対馬市 番地

代理人 氏名 印

(注意事項)

- この請求は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所及び氏名を記入の上、代理人の印鑑を押印してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書

印 影



認可地縁団体の 名 称			
認可地縁団体の 事務所の所在地			
登録資格			
代表者等 の氏名		代表者等の 生年月日	年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

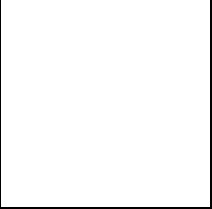
対馬市長



認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

対馬市長 様

年 月 日

廃止しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名 称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	登録資格			
	代表者等の氏名	印	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所	対馬市	番地	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の廃止を申請します。

申請者 本人 住所 対馬市 番地

代理人 氏 名 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当市において登録されている代表者等の個人の印を代表者等の氏名欄に押印してください。
(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所及び氏名を記入の上、代理人の印鑑を押印してください。

第 号

年 月 日

様

対馬市長

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

貴団体の印鑑の登録を下記のとおり抹消したので通知します。

記

1 登録番号

2 登録年月日 年 月 日

3 抹消年月日 年 月 日

4 抹消の理由

「認可地縁団体の手引き」

令和5年8月作成

編集 対馬市総務部総務課